

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及び特殊性</p> <p>本事業は、障がい者虐待に関する障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とし、使用者による障がい者虐待に関する通報又は届出の受理、相談や相談機関の紹介、助言、関係機関との連携調整、情報収集・分析等を行う事業であり、専門的な知識と技能を持って、障がい者の障害特性にも十分配慮した対応が必要である。</p> <p>また、県内各地で発生した使用者による障がい者虐待についても速やかに対応するためには、経験と実績のほか、県内の人材のネットワークや関係機関との連携も必要である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本事業の委託については、障害者虐待防止法第37条第1項により、県と連携協力する者のうち適当と認められるものに業務の全部または一部を委託できると規定されており、次の理由から一般社団法人岐阜県社会福祉士会に対して業務を委託することが適当と認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同法人は、専門的知識及び技術を用い、福祉に関する相談に応じ、助言、支援、関係者等との調整などを行う専門職である社会福祉士（国家資格）の職能団体であり、様々な福祉分野においてノウハウがあるため、幅広く支援等ができる。 ・同法人は、虐待・暴力・ハラスメント・いじめなどに対する人権擁護の促進を重点項目に掲げ、障がい福祉専門委員会のほか、「権利擁護センターばあとなあ岐阜」を組織し、家庭裁判所、弁護士会及び司法書士会とも連携し、成年後見人等候補者の推薦、成年後見人の要請、受任者支援などを行いつつ、高齢者や障がい者の虐待防止にも積極的に取り組んでいる。 <p>また、県内5支部を活用した緊急時の対応も可能であるなど、本事業を多方面から専門的に行うことができる組織力、執行能力を有する県内唯一の団体である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。